

# 平成30年度 PTA活動実践事例集



文部科学省総合教育政策局  
地域学習推進課



# はじめに

子供を取り巻く環境は大きく変化し、学校が抱える課題も、より複雑化・困難化しています。教員勤務実態調査（平成28年度）の集計では、看過できない教師の勤務実態が改めて明らかとなりました。このため、文部科学省では、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を進めております。

学校における働き方改革を進めるにあたっては、地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支えることが必要です。

一方で、PTA活動においても、共働き、価値観の多様化、核家族化や家庭環境の複雑化、本人や家族の病気や親の介護等、皆が同じ形で参加することは難しくなっています。

今後は、誰もが参加しやすい環境作りが求められているのではないのでしょうか。相互の思いやりや配慮が欠けていては、子供の健やかな育成のための前向きな活動が期待できるものではありません。こうした状況を踏まえ、PTAとしても真に必要な活動の取捨選択や、運営の効率化などの改善を図ることも必要となってきました。

文部科学省では、PTAの健全な育成、発展に資することを目的として、優秀な実績を上げているPTAを表彰しています。本年度の受賞団体の取組においても、活動や組織の効率化に取り組んだ事例がありますので、本事例集を有効に御活用いただき、みなさまのPTA活動の一助としていただければ幸いです。

今後も、PTA活動の好事例の情報収集・提供等を通じて、PTA活動の一層の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、それぞれの地域や学校の実情や特性、地域と学校の連携・協働の推進状況を踏まえて、PTA活動に積極的に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

## 1. PTA活動について

PTA活動の継続的な推進に向け、  
次の3つの観点から活動事例等を紹介します。

- PTAの目的と活動、その周知
- PTAにおける個人情報の適切な取扱い
- PTA組織のスリム化や活動の効率化

# PTAの目的と活動、その周知

PTAは、子供の健やかな育成のため、自ら組織し、学び、活動する団体であり、社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）第10条の「社会教育関係団体」とされ、これまでも地域や学校において大変重要な役割を果たしてきました。

PTAの目的や活動は、それぞれの団体の規約等に定められており、子供たちの健全育成を目的とした活動や、それに資するための会員相互の学び、学校支援活動や地域での諸活動など、全国各地で様々な活動が行われております。

多くの方々にPTA活動に参加してもらい、円滑に活動を行い、子供たちの健全育成を支えていくためには、活動の目的や意義を保護者や教職員、学校の関係者、地域住民などに理解していただくことが重要です。

そのためには、PTAの目的や意義についての丁寧な説明や、活動内容の定期的な報告等が必要です。理解していただくことで、より自発的な参加が期待され、子供たちの健全育成につながっていくものと考えられます。

また、地域の方にもPTA活動について理解してもらうことで、地域と学校との協働も進み、その結果、地域からの様々なサポートを受けることも可能になります。

実際の活動事例の一部を御紹介します。



## 実際に行われている活動事例

- 広報活動として4月に全会員に向け活動日程表を配付し、活動日や活動内容を伝えている。加えて、入学式後にPTA入会式のしおり、イベントごとに案内プリントを配布している。（自由参加の呼び掛け）
- 新1年生保護者に対しては、PTAハンドブックを配布し、規約・会計情報などを含めてPTA活動について伝えている。

（学校や地域と協働して行った取組を契機に、学校・PTA・地域の連携が進み、PTAの活動にも地域のボランティアが加わるようになった例や地域の方々にも準会員として参加いただき協力金によるご支援等を受けている例などもあります。）



※上記の活動事例については、平成30年度を受賞団体が実践していたものですが、後のページの実践例には掲載されていない内容も含まれています。

# P T Aにおける個人情報の適切な取扱い

平成29年5月に改正個人情報保護法が全面施行され、それまで法の適用対象となっていなかったP T Aも個人情報取扱事業者に含まれることになり、P T A活動を実施する際には、これらの規定に基づいた適正な取扱いが求められるところです。どのような点に特に留意する必要があるかを法の規定に沿って、次のとおりまとめました。

必要に応じて、個人情報保護委員会のホームページ（※）を参照したり、行政や法の専門家に確認や相談を行うなどして、適正に取り扱いきましょう。

※ 「個人情報保護法ハンドブック」や「自治会・同窓会向け 会員名簿を作るときの注意事項」など、個人情報に関する様々な情報が掲載されています。



## 個人情報を取り扱う際のポイント

- ①個人情報を取得するときは、利用目的を伝えましょう。（法第15条・第18条）
- ②取得した個人情報は、目的外に利用しない。（法第16条）
- ③個人情報は適正に取得しましょう。基本的には本人から取得しましょう。（法第17条）
- ④取扱いルールを明確にしましょう。教育や研修も必要です。  
（法第20条 組織的安全管理措置・人的安全管理措置）
- ⑤個人情報は、施錠箇所保管しましょう。（法第20条 物理的安全管理措置）
- ⑥パソコンを使って管理する場合は、外部接続に留意し、ウイルス対策ソフトの導入、ID・パスワードの設定等可能な限りの対策はしましょう。  
（法第20条 技術的安全管理措置）
- ⑦個人情報を本人の同意なく第三者に提供しない。（法第23条）
- ⑧問い合わせや苦情には真摯に対応しましょう。（法第31条）



## PTA組織のスリム化や活動の効率化



PTA活動を担う会員の状況も大きく変わってきています。会員の仕事や家庭の状況によって、活動できる日や時間帯も変わってきますので、そうした点にも配慮しつつ、無理のない範囲で活動を行っていくことも必要ではないでしょうか。

真に必要な活動を取捨選択する等活動のスリム化を図ったり、SNSをはじめとしたツールを活用して会議の回数を減らす等の効率化を図ったり、学校行事に合わせた活動スケジュールを設定するといった工夫を行っている事例もあります。

### 実際に行われている活動事例

- 会議の回数を増やさずに会員相互の意見や要望・アイデア等の交換を推進するため、各部会ではコミュニケーションツールとしてグループLINE等を活用し、それらを踏まえて2ヶ月に1回程度の定例会を開催している（ほぼ全世帯からの出席がある）
- 少ない会員数で主体的な活動を実施するために、「無理をせず」「（自治会などの）地域の先輩方の協力を仰ぎ」、より効率的な活動を目指している。



### 実際に行われている活動事例

- 教職員、専門委員、各行事ごとに募るボランティアなどの協力を得ながら、個々の生活状況（家庭環境）に合わせて保護者や教職員に負担の無いよう活動を行っている。
- 年度の初めに、ボランティア活動募集の文書を各家庭へ配付して、読み聞かせ、図書整理、クラブ活動支援、行事の手伝いなどの支援を行っている。



※上記の活動事例については、平成30年度の実践事例が掲載されていますが、後のページの実践例には掲載されていない内容も含まれています。